

補 足 資 料

納税者の便宜を図る観点から、消費税・地方消費税の賦課徴収に係る
地方団体の役割拡大に向けて、以下の取組を進める。

1. 地方団体による当面の取組み

- 消費税・地方消費税の申告書の収受や納税相談の積極的な実施。
- 申告説明会、税務広報の一層の推進。
- その他滞納防止策の実施。

2. 今後の検討課題

- 地方団体による申告書の受理等について検討。（要法律改正）

【都道府県による取組み状況】（平成21年度）

- 「収受」については2団体、「申告相談」については3団体が体制を整えている。
- 「税務広報」については、30団体（約6割）が行っている。
- 「その他」としては、税務署主催の確定申告会場への職員派遣、市町村に提出された申告書の回収等の取組みが行われている（8団体（約2割））。

	申告説明会	税務広報	申告用紙備付	収受	申告相談	その他相談	その他
実施団体数	4	30	5	2	3	1	8
全団体数に占める割合	9%	64%	11%	4%	6%	2%	17%

【参考】

- 建設工事に係る入札参加について42団体（約9割）が消費税・地方消費税の未納がないことを条件化している。

※計数は地方団体へのアンケート調査等による。

【市区町村による取組み状況】（平成21年度）

- 「税務広報」、「申告用紙備付」、「収受」については、半数以上の団体が行っている。
※収受件数は12,063件
- 「申告相談」については、490団体（約3割）が行っており「収受」と併せて行われることが多い。
※「申告相談」をするための税理士法上の許可については、1,271団体（約7割）が許可を得ている。

〔調査団体数 1,750(H22.3.31時点)〕

	申告説明会	税務広報	申告用紙備付	収受	申告相談	その他相談	その他
実施団体数	110	962	878	914	490	103	113
全団体数に占める割合	6%	55%	50%	52%	28%	6%	6%

注1 「その他」としては、所得税の確定申告時における消費税の未申告者に対する申告しようよう、新規事業者に係る届出書提出の指導等の取組みが行われている。

注2 「申告説明会」、「申告相談」、「その他相談」については、人員不足や専門知識を要すること等が実施に当たっての課題となっている。

※計数は地方団体へのアンケート調査等による。

参 考 資 料

地方税法の税目一覧

	普通税		目的税	
	道府県税	市町村税	道府県税	市町村税
法定税	道府県民税 事業税 地方消費税 不動産取得税 道府県たばこ税 ゴルフ場利用税 自動車取得税 軽油引取税 自動車税 鉦区税	市町村民税 固定資産税 軽自動車税 市町村たばこ税 鉦産税 特別土地保有税	狩猟税	入湯税 事業所税
法定任意税			水利地益税	都市計画税 水利地益税 共同施設税 宅地開発税
法定外税	道府県法定外普通税	市町村法定外普通税	法定外目的税(H12創設)	

税率の種類

○ 現行地方税法の法定税の税率の種類を分類すると以下のとおり

種 類		概 要	税 目	
			道 府 県 税	市 町 村 税
一定税率		地方団体にそれ以外の税率を定めることを許さない税率。	道府県民税（利子割） 道府県民税（配当割） 道府県民税（株式等譲渡所得割） 地方消費税 道府県たばこ税 自動車取得税 軽油引取税 鉱区税 狩猟税	市町村たばこ税 特別土地保有税 事業所税
標準税率	制限税率あり	地方団体が課税する場合に通常よるべき税率が定められた上で、制限税率が定められている税率。	道府県民税（法人 法人税割） 事業税（個人、法人） ゴルフ場利用税 自動車税	市町村民税（法人 均等割） 市町村民税（法人 法人税割） 軽自動車税 鉱産税
	制限税率なし	地方団体が課税する場合に通常よるべき税率。	道府県民税（個人 均等割） 道府県民税（個人 所得割） 道府県民税（法人 均等割） 不動産取得税 固定資産税（道府県分）	市町村民税（個人 均等割） 市町村民税（個人 所得割） 固定資産税
任意税率	制限税率あり	地方団体が税率を定めるに当たって、それを超えることができない税率。		都市計画税
	制限税率なし	地方税法において税率を定めず、地方団体に税率設定を委ねている税率。	水利地益税	水利地益税 共同施設税 宅地開発税
その他				入湯税

法定外税の状況

(平成22年11月現在)
(平成21年度決算見込額)

平成21年度決算見込額(注1) 459億円 (地方税収額に占める割合 0.13%)

1 法定外普通税〔374億円(22件)〕

[都道府県]

石油価格調整税	1.0	沖縄県
核燃料税	22.9	福井県、福島県、愛媛県、 佐賀県、島根県、静岡県、 鹿児島県、宮城県、新潟県、 北海道、石川県
核燃料等取扱税	6	茨城県
核燃料物質等取扱税	11.1	青森県
臨時特例企業税	6	神奈川県(注2)
計	36.2億円	〈15件〉

[市町村]

砂利採取税等	0.3	城陽市(京都)、中井町(神奈川)、 山北町(神奈川)
別荘等所有税	6	熱海市(静岡)
歴史と文化の環境税	0.7	太宰府市(福岡)
使用済核燃料税	3	薩摩川内市(鹿児島)
狭小住戸集合住宅税	2	豊島区(東京)
計	1.2億円	〈7件〉

(参考)総務大臣の同意

次のいずれかが該当すると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならない。(地方税法第261条、第671条、第733条)

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- ③ ①及び②のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

2 法定外目的税〔85億円(35件)〕

[都道府県]

産業廃棄物税等	6.2	三重県、鳥取県、岡山県、広島県、 青森県、岩手県、秋田県、滋賀県、 奈良県、新潟県、山口県、宮城県、 京都府、島根県、福岡県、佐賀県、 長崎県、大分県、鹿児島県、熊本県、 宮崎県、福島県、愛知県、沖縄県、 北海道、山形県、愛媛県
宿泊税	1.0	東京都
乗鞍環境保全税	0.2	岐阜県
計	7.3億円	〈29件〉

[市町村]

遊漁税	0.1	富士河口湖町(山梨)
環境未来税	7	北九州市(福岡)
使用済核燃料税	6	柏崎市(新潟)
環境協力税	0.07	伊是名村(沖縄)、伊平屋村(沖縄)、 渡嘉敷村(沖縄)
計	1.2億円	〈6件〉

(注1)平成21年度決算見込額は、平成22年5月末の徴収実績調を基に算定。

(注2)神奈川県「臨時特例企業税」はH21.3.31をもって失効

(注3)端数処理のため、合計は一致しないものがある。

法定外税について

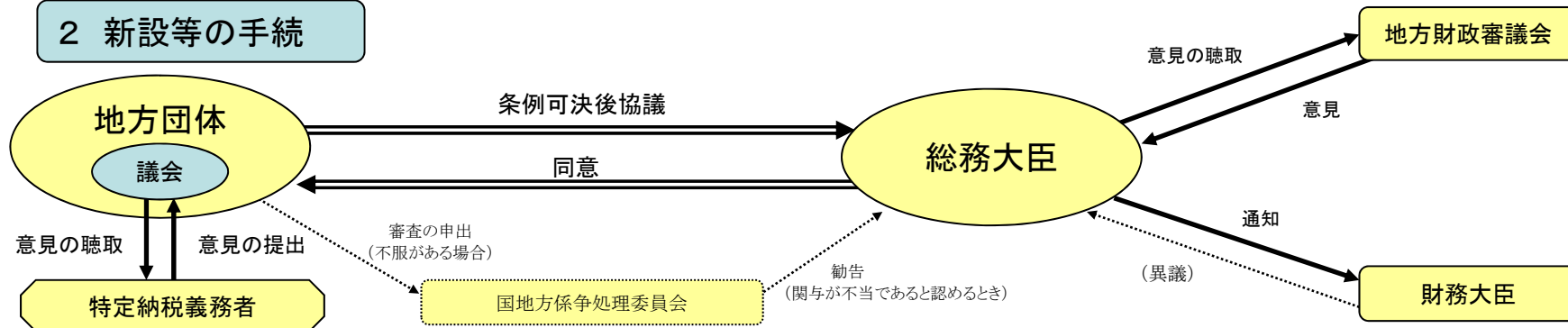
1 法定外税

地方団体は地方税法に定める税目（法定税）以外に、条例により税目を新設することができる。これを「法定外税」という。

平成12年4月の地方分権一括法による地方税法の改正により、法定外普通税の許可制が同意を要する協議制に改められるとともに、新たに法定外目的税が創設された。

また、平成16年度税制改正により、既存の法定外税について、税率の引き下げ、廃止、課税期間の短縮を行う場合には総務大臣への協議・同意の手続が不要となったほか、特定の納税義務者に係る税収割合が高い場合には、条例制定前に議会でその納税者の意見を聴取する制度が創設された。

2 新設等の手続



次のいずれかが該当すると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならない。
(地方税法第261条、第671条、第733条)

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- ③ ①及び②のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

「特定納税義務者」

法定外税の納税額が、全納税者の納税額総額の10分の1を継続的に超えると見込まれる者として、次の2つの要件をどちらも満たすと見込まれる者

- ① 条例施行後5年間の合計で、当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の1/10を超える見込みがあること
- ② 当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の1/10を超える年が、条例施行後5年間のうち3年以上あると見込まれること